

アグリパークブランドシンボル等使用取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、アグリパークのブランドシンボル等を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規定で用いる用語の定義は次のとおりとする。

(1) 「アグリパーク」とは、次の各号に掲げる施設を合せたエリア全体の愛称のことをいう。

ア 新潟市アグリパーク条例（平成24年新潟市条例50号）第1条の規定により設置する施設

イ 農業活性化研究センター

(2) 「ブランドシンボル等」とは、別に定めるアグリパークヴィジュアル・アイデンティティデザインマニュアル（以下「デザインマニュアル」という。）に規定するブランドシンボル及びブランドマークのことをいう。

(使用範囲)

第3条 ブランドシンボル等の使用について、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合は、無償で利用できるものとする。

(1) アグリパークで実施する事業又はサービスの提供のために使用する時。

(2) アグリパークを広報又は報道するために使用する時。

(3) 前条第1号ア及びイに規定する施設の設置目的に関連する事業のために使用する時。

(4) その他市長が適当と認めた時。

(使用の申請)

第4条 ブランドシンボル等を使用する者はあらかじめ別記様式第1号による使用承認申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれ

かに該当するときは、これを省略することができる。

- (1) 第2条第1号イで規定する施設の指定管理者が使用するとき。
- (2) 第2条第1号イで規定する施設の直売所又はレストランの出店者が使用するとき。
- (3) アグリパークで実施する事業又は提供するサービスに対し、ボランティア、協力、参画又は協働等の形態で直接関わる者が使用するとき。
- (4) 報道機関が報道のために使用するとき。
- (5) その他市長が特に認めたとき。

(使用承認)

第5条 市長は、前条に基づく使用承認申請があった場合は、その内容が第3条に規定する使用範囲に該当し、かつ次の各号のいずれかに該当する場合を除き、承認するものとする。

- (1) アグリパークの品位や信用を傷つけ、又はイメージを損なうおそれがあるとき。
- (2) 第7条に規定する使用上の遵守事項に従って使用しない、又は使用しないおそれがあるとき。
- (3) 特定の個人、団体等の売名に利用する、又は利用されるおそれがあるとき。
- (4) 使用者本人のシンボルマーク、商標又は意匠として使用する、又は使用されるおそれがあるとき。
- (5) 特定の個人、政党、宗教団体を支援し、若しくは公認しているような誤解を与える、又は与えるおそれがあるとき。
- (6) 暴力団、暴力団員及び暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するものが使用する、又は使用するおそれがあるとき。
- (7) 法令又は公序良俗に反する、又は反するおそれがあるとき。
- (8) その他市長が不適當と認めるとき。

2 市長は、ブランドシンボル等の使用を承認したとき、又は不承認としたときは別記様

式第2号による使用承認（不承認）通知書により申請者に通知するものとする。なお、使用を承認した場合には、使用承認通知書に承認番号を付記するものとする。

（使用実績報告）

第6条 ブランドシンボル等を使用した者は、その使用実績を各年度終了後又は使用期間終了後30日以内に別記様式第3号による使用実績報告書により市長に提出しなければならない。ただし、第5条ただし書の規定により使用承認申請書の提出を省略して使用した場合は、これを省略することができる。

（使用上の遵守事項）

第7条 ブランドシンボル等を使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （1） 承認された用途にのみ使用すること。
- （2） 第三者に使用权を譲渡し、又は転貸しないこと。
- （3） デザインマニュアルに定める色、形及び表現方法等の規定に従い使用すること。
- （4） ブランドシンボル等又はブランドシンボル等を使用した物件について、商標及び意匠登録の出願をしないこと。
- （5） ブランドシンボル等の使用にあたっては、使用する用途の物件の不良又は事故等が発生しないよう万全を期すこと。使用する用途の物件の不良、事故又は苦情等が発生した場合は、誠意をもって速やかに必要な措置を講じた上で、市長に報告すること。なお、当該物件の原因による事故に対しては、市長は一切の責任を負わない。

（承認内容の変更）

第8条 ブランドシンボル等の使用承認を受けた者は、承認された内容を変更しようとするときは、別記様式第4号の使用承認変更申請書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する使用承認の変更を承認したとき、又は変更を不承認とし

たときは別記様式第 5 号による使用承認変更承認（不承認）通知書により申請者に通知するものとする。

（使用の取止め）

第 9 条 ブランドシンボル等の使用承認を受けた者がその使用を取り止めるときは、使用期間の始期の前日までに別記様式第 6 号の使用取止申出書を市長に提出しなければならない。

（使用承認の取消等）

第 10 条 市長は、ブランドシンボル等の使用承認を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、既に決定した使用承認を取り消し、当該使用物件の回収を命ずることができる。

（１） この要領の規定に違反したとき。

（２） 使用の申請に虚偽又は不正があったとき。

2 市長は、前項の使用承認を取り消したときは、別記様式第 7 号の使用承認取消通知書により通知するものとする。

3 第 1 項の規定により当該物件の回収を命じられたときは、すみやかに当該物件を回収しなければならない。

4 第 1 項の規定による使用承認の取り消しにより生じたあらゆる損害は、使用承認を取り消された者がすべて負うものとし、市長は一切の責めを負わない。

（その他）

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、ブランドシンボル等の使用の取扱について必要な事項は別に定める。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成 25 年 11 月 3 日から施行する。

様式第 1 号（第 4 条関係）

アグリパークブランドシンボル等使用承認申請書

年 月 日

（あて先）新潟市長

住所（団体にあつては所在地）

申請者 氏名（団体にあつては名称及び代表者の氏名）

電話番号

次のとおり，アグリパークブランドシンボル等を使用したいので申請します。

使用するブランドシンボル等	
用途	
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで
使用数量	
その他	
添付書類	企画書 申請者の概要 その他参考資料

様式第 2 号（第 5 条第 2 項関係）

アグリパークブランドシンボル等使用承認（不承認）通知書

年 月 日

様

新潟市長

年 月 日付けで申請のありました，アグリパークのブランドシンボル等の
使用について、 承認 ・ 不承認 としましたので通知します。

- ・ 使用を承認する。

承認番号	
使用承認するブランドシンボル等	
用途	
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで
使用数量	
その他	

- ・ 使用を不承認とする。

不承認の理由

問合せ先

様式第 3 号（第 6 条関係）

アグリパークブランドシンボル等使用実績報告書

年 月 日

（あて先）新潟市長

住所（団体にあつては所在地）

申請者 氏名（団体にあつては名称及び代表者の氏名）

電話番号

アグリパークブランドシンボル等の使用について、使用を終了（年度が終了した）したので、以下のとおり使用実績を報告します。

承認番号	
使用期間	年 月 日 から 年 月 日まで (年 月 日 から 年 月 日まで)
使用数量	()
その他	

注 カッコ（ ）内は、承認時の内容（承認変更の承認を受けた場合は、その内容）を記入してください。実績の内容と同じ場合は省略できます。

様式第 4 号（第 8 条関係）

アグリパークブランドシンボル等使用承認変更申請書

年 月 日

（あて先）新潟市長

住所（団体にあつては所在地）

申請者 氏名（団体にあつては名称及び代表者の氏名）

電話番号

年 月 日付け（承認番号 ）で承認を受けた内容について、次の
とおり変更したいので申請します。

変更内容	（変更後）
	（変更前）
変更理由	

様式第 5 号（第 8 条第 2 項関係）

アグリパークブランドシンボル等使用承認変更承認（不承認）通知書

年 月 日

様

新潟市長

年 月 日付けで申請のありました、アグリパークのブランドシンボル等使用承認の変更について、承認・不承認 としましたので通知します。

・変更を承認する。

1 変更後の内容等

2 その他

・変更を不承認とする。

1 承認しない理由

2 その他

問合せ先

様式第 6 号（第 9 条関係）

アグリパークブランドシンボル等使用取止申出書

年 月 日

（あて先）新潟市長

住所（団体にあつては所在地）

申請者 氏名（団体にあつては名称及び代表者の氏名）

電話番号

下記のとおり取り止めるので申し出ます。

承認番号	
取り止める理由	

連絡先

様式第 7 号（第 1 0 条第 2 項関係）

アグリパークブランドシンボル等使用承認取消通知書

年 月 日

様

新潟市長

年 月 日付け（承認番号 号）で承認した，アグリパークブランドシンボル等の使用について、次のとおり使用承認を取り消したので通知します。

1 取り消しの理由

2 その他

3 問合せ先